

平成27年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書

1 職員の配置

次の職員を配置する。

管理責任者（高齢福祉介護課長兼務） 1名

保健師（支援給付担当職員兼務） 1名

社会福祉士（支援給付担当職員、ケースワーカー兼務） 1名

主任介護支援専門員（支援給付担当職員兼務） 1名

事務員（支援給付担当職員兼務） 1名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の3つの機能に関する業務を行う。

（1）委託型地域包括支援センターの全体調整、統括支援

（2）地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援

（3）地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備

3 委託型地域包括支援センターの総合調整、後方支援

（1）地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針

茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針（平成27年4月策定）平成27年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針（平成27年3月策定）を踏まえて、委託型地域包括支援センターの運営に関する総合調整及び後方支援を行う。

（2）事業運営に関するコンサルテーション及び事業評価

人材育成システム構築事業のなかで、西片医療福祉研究会と協働して委託型地域包括支援センターに対し、平成27年度中に各1回のコンサルテーションを実施する。平成27年度の委託型地域包括支援センターの運営状況の中間評価を実施する。

（3）茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会

茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、年4～6回の会議を開催する。

（4）専門職部会

保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する（原則毎月1回）。

また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

⑤周知活動

市内で開催されるイベント等を通して地域包括支援センターに関する周知を行う。

4 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力の向上をより効果的に図っていくため、茅ヶ崎市全体で人材の育成や活用ができる仕組みを構築する。

平成27年度は、地域包括支援センターの組織力の向上及び主任介護支援専門員のスーパーバイズ力向上に取り組む。

以下の研修については委託先の西片医療福祉研究会と協働して実施する。

【研修の実施計画】

①委託型地域包括支援センターへのコンサルティング 各1回(6月～7月)

②地域包括支援センター トレーナー研修 3回×1コース(4月・8月・9月)

③地域包括支援センター 職種別研修 2回×3コース(9～12月)

④主任介護支援専門員 スーパーバイザー研修 2回×1コース(6・7月)

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、地域包括支援センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成システムを活用した後方支援を実施する。

また、他地域包括支援センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてライブスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、地域包括支援センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

5 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議

地域ケア会議等検討会議の開催 (5月・10月・2月)

委託型地域包括支援センターが主催する地域包括支援センターレベル(自治会連合会圏域)における地域ケア会議の立ち上げ及び開催を支援する。

(2) (仮) 茅ヶ崎市地域包括ケアネットワーク会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の立ち上げ及び開催を行う。

(仮) 茅ヶ崎市地域包括ケアネットワーク会議の開催 2回

(3) 地域医療福祉連携懇談会

地域包括支援センター等の医療連携担当者が企画する地域医療福祉連携懇談会の開催を支援する。

(4) 病院連携

地域包括支援センター等の医療連携担当者が企画する病院向けの介護保険勉強会等の開催を支援する。(茅ヶ崎徳洲会病院ほか)

(5) 認知症初期集中支援事業

【事業の概要】

委託型地域包括支援センター職員や高齢福祉介護課職員(保健師)と連携して、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活をサポートし、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【実施計画】

認知症作業部会の開催 3回

チーム員会議の開催 12回

訪問の実施 24回